

高 萩 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 12 月定例会会議録

1 日 時 平成 29 年 12 月 12 日（火） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 10 分

2 場 所 高萩市役所 2 階 会議室 2-3

3 議 事

(1) 会議録署名委員の指定について

(2) 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

4 教育長報告事項

(1) 平成 29 年度準要保護児童生徒の認定について

(2) 主な行事の実績及び今後の予定について

5 その他

6 出席委員

教育長	小沼 公道
委 員	関矢 光良
委 員	鈴木 智恵子
委 員	鈴木 幸男
委 員	増子 恵美

7 欠席委員

なし

8 説明のため出席した職員

教育部長	石井 健寿
教育総務課長	小泉 伯文
学校教育課長	大高 基
生涯学習課長	松本 勝
国体推進室長	関山 敏彦
生涯学習課副参事兼中央公民館長兼松岡地区公民館長	秋元 哲也
生涯学習課副参事兼生涯学習 G L	大崎 真未
学校教育課課長補佐兼教育指導 G L	和田 真一
教育総務課課長補佐兼教育総務課 G L	福士 圭子
生涯学習課係長兼スポーツ振興 G L	大久保 勝
学校教育課課長補佐	佐藤 みゆき

○教育長

ただ今から、高萩市教育委員会の 12 月定例会を開会します。

説明のため、事務局職員を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元の議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

「(1)会議録署名委員の指名について」を議題といたします。

会議録につきましては、「高萩市教育委員会会議規則第 17 条第 2 項の規定により、教育長及び会議で決めた委員 1 名が署名しなければならない。」とされております。

教育長において、署名委員を指名させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員から異議なしとの声あり】

○教育長

それでは、関矢委員を指名します。よろしくお願いいたします。

○関矢委員

はい。

○教育長

次に、「(2)報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局

(資料に沿って説明する。)

○教育長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○教育長

よろしいですか。

無いようですので採決を行います。

「報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて」 ご承認いただける委員は挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員挙手と認めます。よって、

「報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することといたします。

次に、「3 教育長報告事項」をお願い致します。

はじめに「(1)平成 29 年度準要保護児童生徒の認定について」事務局から説明願います。

○事務局

(資料に沿って説明する。認定率は小学校 9.355%、中学校 13.079% 全体では 10.717%です。)

○教育長

事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

無いようですので次に、「(2)主な行事の実績及び今後の予定について」まずは「実績」から、説明願います。

○事務局

(各課、資料に沿って説明する。)

○教育長

実績についての説明が終わりました。何かご質問ございますか。

無いようですので、次に「今後の予定」をお願いします。

○事務局

(各課、資料に沿って説明する。)

○教育長

今後の予定につきまして各課から説明が終わりました。何かご質問等ありますか。

無いようですので教育長報告事項については終了いたします。

次に、「4 その他」に移ります。

事務局で何かございますか。

学校教育課お願いいたします。

○事務局

コミュニティスクールについて説明させていただきます。

平成 29 年 3 月に国において「組織及び運営に関する法律」が一部改正され、コミュニティスクールの中心となる学校運営協議会の設置が義務化され 4 月から施行されています。

本市においては、コミュニティスクールの設置検討に向けて、準備をする為の手立てとして、4 月から市内の全小中学校に地域連携コーディネーターを設置し、地域社会とのさらなる連携をはかり、地域の人材の積極的な導入や体験活動の充実をかかげ、地域と共にある学校づくりを推進しております。学校運営協議会につきましては担当者より説明いたします。

○担当者

高萩市学校運営協議会制度導入に向けて、学校運営協議会制度とは、学校と地域住民とが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域と共にある学校への転換を図る為の有効な仕組みです。

コミュニティスクールとは学校運営協議会制度を導入している学校を差します。

コミュニティスクールの 3 つの機能として、1 つ目に校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。それは必ず行わなければなりません。

2 つ目に学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

3 つ目として、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。とされています。

これまでの学校評議員と違うところは、評価するだけではなく、学校の課題等について一緒に考え評議し、どのように解決すればいいのか協働するという所です。

現在コミュニティスクールの導入は全国的に広まっていますが、茨城県内では小美玉市 2 校、那珂市 2 校、牛久市 2 校の計 6 校のみとなっております。高萩市では平成 30 年度から秋山小・中学校に学校運営協議会を置き平成 32 年度からは全ての小中学校に学校運営協議会を置くように準備を進めています。以上です。

○教育長

何かご質問ございますか。

平成 30 年度から秋山小・中学校をモデル校としますが、普通は学校に 1 つの運営協議会を置くのですが、高萩型ということで小中学校に 1 つの運営協議会を置くつもりでいます。幼小中と将来、児童生徒がどのように育つのか一元化していく形にしたいと思っています。

平成 32 年度には市内全ての小中学校に学校運営協議会を置くということで、置き方は秋山小中学校のように 2 校で 1 つにするのか、ユニットごとに 1 つにするのか、高萩中の場合は 3 校が集まるので考えていかななくてはならないと思っています。

5 年後には全国の小・中学校にコミュニティスクールや運営協議会を置くようになると思います。いち早く高萩は来年度からの導入で考えております。

質問等がなければ、次回の教育委員会の日程について調整をお願いします。

○事務局

今回は、1 月 10 日（水）午前 9 時 00 分から本庁舎 2 階 会議室で行います。

以上で、教育委員会 12 月定例会を終了致します。

【閉会 午後 4 時 10 分】